

本社一括届出の方法について（就業規則（変更）届）

－窓口または郵送で届け出る場合－

- 本社の所在地を管轄する労働基準監督署へ、以下の方法で届け出てください。
- **本社一括届出ができる就業規則（変更）届**は、賃金規程等の付属規程も含め、本社の就業規則と同一の内容である必要があります。

（１）窓口で届け出る場合

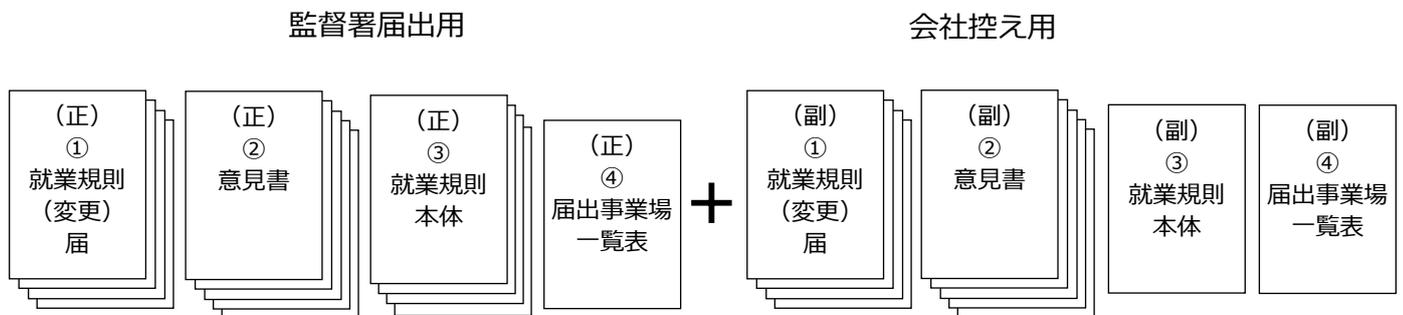
・ ①～④について、以下の部数を提出してください。

- ① 就業規則（変更）届 …… 管轄署数+会社控え用
- ② 意見書^(※) …………… 本社会む事業場数+会社控え用
- ③ 就業規則本体 …………… 管轄署数+会社控え用
- ④ 届出事業場一覧表 …… 2部（監督署届出用+会社控え用）

(※) ②意見書の提出について

- ・ 一括届出を行う場合でも、意見書は事業場ごとに作成し、「各事業場分」を添付する必要があります。
- ・ ただし、各事業場の労働者の過半数が単一の労働組合に加入しており、それらの労働組合が同意見である場合は、労働組合本部の意見書（記名押印のある正本）に「全事業場の過半数労働組合とも同意見である」旨を記載し、当該労働組合本部の意見書の写しを「管轄署分」添付することでも差支えありません。
- ・ 労働組合があっても、組合員が過半数を割る事業場は、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）の意見書が必要です。

(例) 本社を管轄する A 署のほか、支店 1～4 の所在地が 3 署（B～D 署）の管轄にまたがる場合



事業場	管轄署	①就業規則（変更）届		②意見書		③就業規則本体		④届出事業場一覧表	
		署届出用	会社控え用	署届出用	会社控え用	署届出用	会社控え用	署届出用	会社控え用
1	本社 本社管轄署（A 署）	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部
2	支店 1 B 署	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部			
3	支店 2 B 署			1 部	1 部	1 部			
4	支店 3 C 署	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部			
5	支店 4 D 署	1 部	1 部	1 部	1 部	1 部			
計		4 部	4 部	5 部	5 部	4 部	1 部	1 部	1 部

(※) ②意見書は、各事業場の労働者の過半数が単一の労働組合に加入しており、それらの労働組合が同意見である場合は、労働組合本部の意見書（記名押印のある正本）に「全事業場の過半数労働組合とも同意見である」旨を記載し、当該労働組合本部の意見書の写しを「管轄署分」添付することでも差し支えありません。

- ・ 受理年月日は、本社管轄署（A署）が受理した日となります。
- ・ 本社管轄所（A署）の受領印を押印して、会社控えをお渡しします。
- ・ 本社管轄署（A署）から、B～D署あて就業規則（変更）届等が回送されます。

（２）郵送で届け出る場合

- ・ ①～④に加えて、⑤～⑥を添えて、提出してください。
 - ⑤ 返送用の切手及び封筒（封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。）
 - ⑥ 送付状（内容物と数量について適切に確認するため、ご協力ください。）
- ・ 個人情報漏洩防止（郵便事故防止）のため、記録付き郵便（特定記録やレターパック等）の利用にご協力をお願い申し上げます。
- ・ 提出いただいた内容等に問題がなければ、**本社管轄署へ到着した日付で受理**いたします。

（３）その他ご案内

- ・ 窓口への持参、郵送による届出のほか、電子申請（e-gov）もご利用いただけます。
- ・ 郵送・電子申請の処理は、各監督署において、到着したもののから順番に処理を行っています。**例年、年末年始（12～1月）と年度末・年度始め（3～4月）は、36協定や就業規則などの各種届出が、大変混み合います。**控えが手元に届くまで、しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署	〒910-0842	福井市開発 1 丁目 121 番地 5	(0776-54-6167)
敦賀労働基準監督署	〒914-0055	敦賀市鉄輪町 1 丁目 7 番 3 号	(0770-22-0745)
武生労働基準監督署	〒915-0814	越前市中央 1 丁目 6 番 4 号	(0778-23-1440)
大野労働基準監督署	〒912-0052	大野市弥生町 1 番 31 号	(0779-66-3838)